

第2章 市の男女共同参画に関する現状

1. 「第4期プラン」における目標値の達成状況

「第4期ねやがわ男女共同参画プラン（以下、「第4期プラン」といいます。）」で設定した目標値の達成状況は、全12項目のうち、4項目が達成となっております。なお、未達成項目については、今後も目標値の達成に向けて、検証・改善していく必要があります。

【「第4期プラン」における目標値】 は目標達成項目

基本目標	指標	第4期プラン策定時	令和2年4月1日現在	令和2年度までの目標数値
I	審議会等委員への女性委員の登用比率	26.3% 平成22年4月1日現在	27.3%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の割合	24.0% 平成22年4月1日現在	4.2%	0%
	市職員の女性管理職比率	係長以上16.2% 平成22年4月1日現在	係長以上17.8%	係長以上30.0%
II	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	61.0% 平成22年度	62.1% 令和元年度	70.0%
	ジェンダー(社会的・文化的性別)の認知度	40.5% 平成21年度	<input checked="" type="checkbox"/> 77.2% 令和元年度	50.0%
III	「職場」において「男女平等」と感じる市民の割合	24.4% 平成21年度	20.4% 令和元年度	35.0%
IV	保育所(園)の利用率 (保育所(園)を利用できる乳幼児の割合)	31.7% 平成22年4月1日現在	<input checked="" type="checkbox"/> 44.0% ^{※1} 令和元年度	40.0%
	地域子育て拠点の箇所数	6か所 平成22年4月1日現在	<input checked="" type="checkbox"/> 12か所 令和元年度	12か所
V	地域包括支援センターの相談件数	2,502件 平成21年度	<input checked="" type="checkbox"/> 5,671件 令和元年度	3,700件
VI	乳がん検診の受診率	11.8% 平成21年度	4.0% 令和元年度	30.0%
VII	DV(ドメスティック・バイオレンス)の認知度	89.5% 平成21年度	97.1% 令和元年度	100%
	配偶者等からの「壁に物を投げるなど、脅かす」行為について、暴力と認識する人の割合	70.9% 平成21年度	79.4% 令和元年度	100%

※1：保育所・認定こども園の確保量/0～5歳人口×100（第2期子ども・子育て支援事業計画）

2. 「第4期プラン」の取組と課題

「第4期プラン」における基本目標ごとの主な取組と課題は以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女が共に参画する社会づくり

【取組】

審議会等の女性委員比率のヒアリング調査等を実施し、所管課に改善の依頼を行っていますが、過去10年間の女性委員比率は約25%で、横ばいで推移しています。

また、平成28年4月に施行された「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画の策定、平成30年3月には、平成30年度から令和2年度までの3年間の取組を明記した「第4期プラン～女性活躍推進版～」を策定し、令和元年度には女性管理職の割合が19.0%と急増しています。

自助・共助の消防・防災の取組としては、令和元年度に女性班から女性分団へ格上げを行い、地域の防災訓練や応急手当の指導で特に活躍しています。

【課題】

審議会等の女性委員比率の推移を見ると令和2年4月1日現在で27.3%と微増しているものの目標数値の30.0%には届かず、引き続き取組が必要です。

地域における意思決定過程への女性の参画率を見ると、PTA、老人クラブが35%以上であるものの他の分野での比率は低いままにとどまっていることから、共助のしくみづくりをこれまで以上に進めていく必要があります。それには、女性自身の参画意識を高めるなど意識変革への取組も必要です。

近年、大型台風や地震などの災害が多発しており、災害時における、女性や障害者等に対する配慮が不十分であったり、性暴力被害が起こったりする事例が報告されています。日頃から男女平等・男女共同参画意識を醸成し、多様な人々の参画による災害対策や避難所運営が実施できるように環境を整えていくことが必要です。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造

【取組】

本市では、大人、子どもそれぞれを対象にした広報誌やSNSについては平成29年度に導入したアプリのインストール数が令和2年4月1日現在で24,000件を超え、令和元年度からは市公式ツイッターを導入するなど、若い世代が受け入れやすい多様な媒体を通じた情報発信を行っています。

また、男女共同参画推進センターでは、男女共同参画に関わる様々なテーマのセミナーなどを開催しています。中でもこれまで女性の参画が少ない分野である科学分野について、親子で参加できる科学に関する講座を実施したり、情報誌「ルミエール」の中で、女性の少ない分野あるいは男性の少ない分野で活躍する人を紹介するなど、性別に捉われない職域へのチャレンジを啓発しています。

【課題】

「市民意識調査」の結果では、性別による役割分担に否定的な意識の市民が女性64.8%・男性58.6%と、男女共に前回調査と比べて大幅に増加していますが、目標数値の70.0%には届いてい

せん。また、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てるべきだ」「妻子を養うのは男の責任である」という考え方については、前回調査よりも減っているものの「そう思う」割合が約半数を占め、特に男性においては、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てるのがよい」「妻子を養うのは男の責任である」で60%前後と高くなっています。

また、学校教育の中では、教職員及び子どもに対して、進路指導や職業観の育成において男女の区別なく能力をいかせるような意識付けや情報収集・提供が求められます。

男女共同参画推進センターについて、「市民意識調査」では、特に重要な機能をたずねたところ、「男女それぞれの立場に立った心の悩みなどの相談に応じる」が47.0%で約半数を占めたものの、啓発・学習・自主活動の支援などについては10%台以下の割合となっており、セミナーなどへの参加者が少ないのが現状です。今後も男女共同参画推進センターの認知向上のため周知するとともに、様々な対象のニーズに合った、企画や開催日時の検討などを含め、様々な機会を捉えて広報・啓発の必要があります。特に、次代を担う子どもや男性に向けた有効な手段を講じる必要があります。

基本目標Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進

【取組】

本市では、地域就労支援センターにおいて、就職困難者を対象とした就労相談を実施しています。平成28年度から、週2回の相談日を週4回に拡充して相談対応を行っています。相談者に占める女性の割合はおおむね3割程度で、相談者のうち1割程度が就職に結び付いています。

また、平成29年9月から、大阪労働局との協定に基づき、子育て中の人を対象とした出張マザーズコーナーを月2回開設し、子育て中でも身近な場所で就労相談が受けられる取組を開始しました。同年度は、延べ31人の利用に対して、平成30年度は、延べ57人と増加しており、利用が進んでいます。

「第4期プラン～女性躍進推進版～」に位置付けている「起業に関する情報提供」としては、毎年開講している「創業支援セミナー」「起業講座」の参加者では、おおむね女性が半数を超えており、女性の関心が高いことがわかります。

【課題】

「市民意識調査」の結果では、職場における男女の地位の平等感について、「男女平等」と感じる割合が、女性18.0%・男性23.6%で、目標数値の35.0%に届いていません。また、男女共に6割以上が「男性優遇」と答えており、前回調査を下回りっておりますが、引き続き、改善に向けた取組が必要です。

「事業所実態調査」では、従業員数「1～50人」「301人以上」において女性管理職の割合が27.1%・32.4%と高くなっており、一定の女性登用が進んでいることがうかがえますが、職場での男性優遇感は根強い状態です。

しかしながら、特に子育て世代の女性の就労率は上昇しており、女性の働く意欲が高いことがうかがえ、「事業所実態調査」からも、人事の方針として「長期雇用の維持」「若年者の雇用拡大」「女性社員の登用及び活用」は上位に挙げられていることから、雇用者と事業所双方に向けた取組を進めていく必要があります。

令和2年3月に始まった新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言では、感染防止のためのフレックスタイム制やテレワークなど多様な働き方を導入する契機となり、労働者の働きやすさにつながる可能性が示唆されています。

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和の実現

【取組】

本市では、子育て中も働き続ける女性の増加を背景とした保育ニーズの高まりに対応するために、平成28年度に「待機児童ZEROプラン」を策定し、保育士確保のための様々な方策と保育士が働きやすい環境整備を行い、平成30年度及び令和元年度は年間を通じて待機児童0人を達成しました。

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、対象年齢の拡大、開所時間の延長、土曜日開所の拡充を順次行い、働く男女を支援しています。また、RELATTO（子育てリフレッシュ館）の開設、子育て世代包括支援センターの設置、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業等の充実に取り組んでおり、これら子育て支援に係る事業は、平成30年度に子育て家庭を対象に実施したニーズ調査の結果に基づいて、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、見込み量と確保策を定めています。

男女がともに子育てに関わる意識を醸成するための取組として、父親も参加しやすい子育て講座の開催や、平成25年度からパパママ体験教室の開催、父子健康手帳の交付も実施しています。

【課題】

男性の育児や介護など家庭生活への参画は、女性の家庭以外の場所での参画につながります。しかし、「市民意識調査」を見ると、「父親が育児に参画することは当然なので、男性も育児休業を取得するほうがいい」と思う人が多い一方で、「職場の雰囲気として男性は育児休業を取得しづらいと感じる」「育児休業を取得した場合、世帯の収入が下がるため、生活ができるか心配」などといった男性が育児休業を取得しづらい状況がうかがえます。

仕事と家庭の調和に関する取組は、男女平等の社会の実現のためには必要不可欠なものです。子育て環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画、多様な働き方の創出など、各方面に向けた施策を行う必要があり、また、事業所の積極的な取組が求められます。

また、「寝屋川市総合計画策定に係る市民ワークショップ報告書」（平成31年3月）の結果から、参加者が寝屋川市でやってほしい取組の中に「男性だけの料理教室」が挙げられており、市民ニーズの掘り起こしと事業の効果的な広報の必要性がうかがえます。

基本目標Ⅴ あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備

【取組】

高齢者やその家族の支援に関する取組は、3年ごとに策定する「高齢者保健福祉計画」に基づき、適正な介護保険事業の実施に努めています。介護予防や認知症の人への支援及び家族介護者への支援は、中学校区（12か所）ごとに設置している地域包括支援センターを中心に地域や関係機関と連携しながら地域に密着した情報提供や相談支援、家族介護者、男性介護者の自主的な活動の支援などを実施しています。

障害者への取組は、「障害者長期計画」及び「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実、公共施設・情報のバリアフリーの取組、交通手段の確保、防災対策などに取り組んでいます。また、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク枚方等と連携して「寝屋川エルガイダンス」を開催し、就労者の体験談・企業の受け入れ方針等の講演、模擬面接等を実施して、一般就労につながるよう支援しています。

ひとり親家庭については「第2期子ども・子育て支援事業計画」の中に「母子家庭等自立促進計

画」を内包して策定し、ひとり親家庭に対する経済的支援、就労支援、相談業務等を行っています。

【課題】

国勢調査（平成27年）によると、本市の高齢化率は令和2年で推計32.1%と約3人に1人が65歳以上です。世帯構造については、単独世帯の割合が最も高く28.3%、ひとり親家庭は母子・父子を合わせて約10%となっています。また、障害者や在住外国人、性的少数者など多様な家族形態や価値観、置かれた状況が様々な人々が暮らしています。

高齢者については女性の割合が高く、若い時からの働き方が反映され経済的に自立困窮する場合があります。ひとり親家庭においても同様の傾向があります。新型コロナウイルス感染症による経済面、生活面への影響は、こうした社会的に弱い立場の人に特に大きく現れています。

高齢者や障害者、ひとり親家庭、外国人、性的少数者など複合的な困難に陥る可能性が高い市民に対して、それぞれの立場に立った相談や支援の提供が必要です。そのためには、一人ひとりの状況を的確に把握し、有効な手立てを講じることのできるよう、きめ細やかな対応が必要です。特に男性に対しては、仕事偏重の生き方によって地域に参加できずに孤立したり、家事や介護の技術不足などによる負担が大きいと考えられ、きめ細かい支援が求められます。

基本目標VI 生涯を通じた心と身体 の健康づくり

【取組】

健康づくりについては、各種がん検診、妊婦健康診査などを実施するとともに、「特定健康診査等実施計画」「国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づいて、生活習慣病の発症や重症化、合併症の予防に重点を置いた取組を進めてきました。また、「子ども・子育て支援事業計画」では妊娠期から乳幼児期にかけての健康づくりが、「健康増進計画」では高齢期の健康づくりの推進方策がそれぞれ示され、これらに基づいて市民のライフステージ別の健康増進に取り組んでいます。また、毎年作成している「健康づくりプログラム」の中で、市の健康づくり事業を広く周知・啓発するとともに、「健康長生塾」等の様々な事業を実施しています。

子育て世代包括支援センターでは、保健師等による母子健康手帳交付時の全数面談や子育て支援プランの作成、子育てに関する情報提供等を行っています。また、プレママ教室、パパママ教室、マタニティヨガの実施を通して支援を必要としている母親に対して、保健師等につなぐなどの妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をしています。

また、男性の心身の健康づくりとしては、男女共同参画推進センターにおいて電話での男性のための悩み相談（カウンセリング）を実施しています。

【課題】

乳がん検診の受診率については、平成31年4月1日現在で4.0%と目標数値の30.0%を達成していない状況です。受診率の向上に向けて、乳がん検診やその他の各種がん検診の受診をしやすいするために、手軽に受診の申込みができるよう利便性の向上を図るとともに、受診しやすい環境を整備する必要があります。妊娠期から産前・産後の女性は身体に大きな変化が起こることから、日常生活、栄養、環境など様々なことに気を配る必要があります。また、一人の女性が産む子どもの数が減少し、母親自身のきょうだいの数も少なくなっていることから、大人になるまでに乳幼児に接した経験がない人が増えています。そのため、乳幼児の接し方が分からない、子育てに不安や負担感が大きいといったことが起こる背景ともなっており、妊娠・出産・育児期の女性に対するきめ

細かな支援の仕組みが求められています。

男女共同参画推進センターでの男性のための悩み相談は、平成28年度には20件の相談がありました。他の年度では10件台で推移しています。相談窓口の周知を工夫して、男性が気軽に相談できる体制が必要です。

基本目標Ⅶ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

【取組】

「女性に対する暴力をなくす運動」「児童虐待防止推進月間」「人権週間」などの機会を活用して広報、啓発を行っています。

男女共同参画推進センターでは、女性の心の悩み相談として面接相談と電話相談及び女性のための法律相談を実施しており、平成27年から平成28年には、面接相談の相談日の拡充を行うとともに、心の悩みをもつ女性が交流できる機会として、女性同士で気軽に話せる場の女子会トークを実施しています。

また、全市立小学校3年生・6年生を対象に子どもへの暴力防止プログラム（CAP学習）、大人のCAP講座を実施し、子ども自身が自分を守る方法を学ぶ機会を提供しています。

【課題】

「市民意識調査」の結果では、DVという言葉の認知度は高まっていますが、具体的なDVの内容については正しい理解がされていない結果となっています。また、「中学生・高校生・大学生への調査」では、デートDVの認知度については大学生の約半数が「内容を知っている」としているものの、中学生では16.8%にとどまっています。

セクシュアル・ハラスメント、DV、デートDV、性犯罪、児童虐待などあらゆる暴力は許されないことであるという人権尊重意識を高め、あらゆる暴力への正しい理解とそれに立ち向かうエンパワーメントのための情報提供や学習機会、気軽に相談できる相談窓口の周知・啓発が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による自粛期間中に、DVの相談件数が増加したという報告がされています。非常時や災害時のストレスが、暴力の増加に結び付きやすいことも念頭において、相談や支援の体制の検討が必要です。